

社労連第360号  
平成25年8月20日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造  
(公印省略)

### 労災保険の特別加入者の給付基礎日額の上限の引上げについて

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長より別紙のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますことを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

事務連絡  
平成25年8月8日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省労働基準局  
労災補償部労災管理課長

労災保険の特別加入者の給付基礎日額の  
上限の引上げについて（周知依頼）

労災補償制度の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険の特別加入者の給付基礎日額について、「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第94号）が平成25年8月1日に公布され、同年9月1日から施行されることとなりました。

本改正の内容は、特別加入者の給付基礎日額について、従来3,500円から20,000円の間で示された金額の中から選択し申請していただいていたところ、給付基礎日額の上限を引き上げて、新たに22,000円、24,000円、25,000円を選択できるようにするほか、引き上げられた給付基礎日額に対応する保険料算定基礎額を加えるというものです。

つきましては、貴団体の関係の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、周知に当たっては、別添のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/kanyu.html>）に掲載しておりますので、御活用下さい。

（問合せ先）

厚生労働省労働基準局労災管理課法規係  
03-5253-1111（内線5438）

中小事業主、運送業・建設業の一人親方、海外派遣者など  
労災保険に特別加入している皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

## 9月から労災保険の特別加入者の 給付基礎日額の選択の幅が広がります！

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入を認めています。これが「特別加入制度」です。

特別加入できるのは、中小企業を経営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。

特別加入者に対する保険給付額は「給付基礎日額」によって算出します。

特別加入の場合、加入者本人が「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになっています。

平成25年9月1日からは、「給付基礎日額」の選択の幅が広がります。

### [特別加入者の給付基礎日額]

9月1日から、新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるようになります。

	給付基礎日額				
従来	3,500円、 8,000円、 16,000円、	4,000円、 9,000円、 18,000円、	5,000円、 10,000円、 20,000円	6,000円、 12,000円、	7,000円、 14,000円、
今回追加の額	22,000円、	24,000円、	25,000円		

#### ◆すでに特別加入している方

来年度（平成26年度）から変更後の給付基礎日額が選択できます。  
給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度末（平成26年3月18日～3月31日）または労働保険の年度更新期間（平成26年6月1日～7月10日）に手続きを行ってください。

#### ◆新規に加入する方

加入する時に、すべての給付基礎日額を選択できます。

詳細は、都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



○厚生労働省令第九十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十七条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十三条、第十四条第一項及び第十四条の二第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二十第一項中「及び二万円」を「、二万円、二万二千元、二万四千元及び二万五千元」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第四中	「	20,000円	」	7,300,000円	」	を	「	25,000円	9,125,000円	」
								24,000円	8,760,000円	
								22,000円	8,030,000円	
								20,000円	7,300,000円	」

に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（新旧対照表）

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）  
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第四十六条の二十 法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、三千五百円、四千元、五千元、六千元、七千元、八千元、九千元、一万円、一万二千元、一万四千元、一万六千元、一万八千元、二万円、二万二千元、二万四千元及び二万五千元のうちから定める。</p> <p>2 6 (略)</p>	<p>第四十六条の二十 法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、三千五百円、四千元、五千元、六千元、七千元、八千元、九千元、一万円、一万二千元、一万四千元、一万六千元、一万八千元及び二万円のうちから定める。</p> <p>2 6 (略)</p>



3,	4,	5,	6,	7,	8,
5	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
円	円	円	円	円	円

1,	1,	1,	2,	2,	2,
2	4	8	1	5	9
7	6	2	9	5	2
7,	0,	5,	0,	5,	0,
5	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
円	円	円	円	円	円

3,	4,	5,	6,	7,	8,
5	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
円	円	円	円	円	円

1,	1,	1,	2,	2,	2,
2	4	8	1	5	9
7	6	2	9	5	2
7,	0,	5,	0,	5,	0,
5	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
円	円	円	円	円	円